## ◎ 特例付加年金支給停止事由該当届の記入方法

◆ (1)欄は、特例付加年金証書の記号番号を記入すること。

◆ (3)欄は、年月日が1桁の場合は前に「0」を記入すること。

◆ (5)欄は、JAの受付年月日を記入すること。

◆ (6)欄は、(7)欄の「1～5」の支給停止事由が生じた年月日を記入すること。

◆ (7)欄は、この欄に記載してある「1～5」の事由のうち、該当する事由の番号を○印で囲んでください。

◆ (8)欄のアは、支給停止事由に該当した農地等の面積を記入すること。(7)欄の1の事由で法人の常時従事者たる構成員となった場合は「0」と記入すること。

◆ (8)欄のイは、支給停止事由に該当した農業用施設を「1～3」の該当番号を○印で囲み、その面積を記入すること。

◆ (8)欄のウは、(7)欄が「1」に該当した場合で、それが「法人の常時従事者たる構成員となった」である場合は、「1」を○印で囲むこと。

◆ (8)欄のエは、(7)欄が「1」に該当した場合で、それが後継者から返還を受けた特定処分対象農地等又は特定農業用施設である場合に「1」を○印で囲むこと。

◆ (9)欄は、経営継承した相手方で該当する番号を○印で囲むこと。

◆ ※欄は、農林漁業団体統一コードを記入すること。(なお、市区町村取扱いのところは種別を「6」として当該市区町村の都道府県・市区町村コードを記入すること。)

◆ ★欄は、届書を受付けた農業委員会の住所地の都道府県・市区町村コードを記入し、必ず確認年月日を記入すること。

(様式第K51号)

K51号 1／2

| 処理コード | |
|---|---|
| 7451 | 01 |

# 特例付加年金支給停止事由該当届

| | |
|---|---|
| (1)特例付加年金証書の記号番号 | 記号番号 5 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 |
| (2) 氏名 | (フリガナ) ノウネン タロウ<br>農年 太郎 |
| (3) 生年月日 | 昭和 2 年 2 2 月 0 4 日 0 1 |
| (4) 住所 | 郵便番号 9 9 9 － 9 9 9 9<br>東京 (都)道府県 新橋市西新橋9999番地 |
| (5) 届出年月日 (JA受付年月日) | 令和4 年 0 1 月 0 5 日 0 7 |
| ※ (6) 支給停止事由該当年月日 | 平成3 令和(C) 年 0 1 月 0 5 日 0 1 |
| (7) (支給停止事由 該当番号に○印) | ① 農業を営む者となった。(自留地で農業を営むこととなった者、農業を営む法人の常時従事者たる構成員となった者を含む。)<br>2 特定処分対象農地等及び特定農業用施設の全部又は一部の返還を受けた日から1年(条件不利地域は2年)を経過した。(支給停止除外事由に該当する場合を除く。)<br>3 特定処分対象農地等及び特定農業用施設の全部又は一部の返還を受けて転用又は転用目的で処分した。(支給停止除外事由に該当する場合を除く。)<br>4 特定処分対象農地等及び特定農業用施設の全部又は一部について、当該譲受後継者が他の者に使用収益権の移転又は設定をした。(支給停止除外事由に該当する場合を除く。)<br>5 特定処分対象農地等(採草放牧地を除く。)の全部又は一部の返還を受けた日から1年(条件不利地域は2年)の経過前に、農地法第32条第1項の規定による農業委員会の利用意向調査を受けた。 |
| ★チェック欄 (7)欄の○印に該当する書類が添付されている | レ |
| (8) 支給停止事由に該当した農地等及び施設の状況 | ア 支給停止事由に該当した農地等の面積 10,000 ㎡<br>イ 支給停止事由に該当した農業用施設(該当の番号に○印)及び面積<br>1 特定農業用施設<br>2 一般農業生産施設(残耐用年数が10年未満となった特定農業用施設を含む。)<br>3 上記1及び2の両方の施設<br>㎡<br>ウ 支給停止事由の「農業を営む者となった」とは、法人の常時従事者たる構成員となったものですか。 該当する場合のみ右の「1」に○印 1<br>エ 支給停止事由の「農業を営む者となった」とは、後継者から返還を受けた特定処分対象農地等及び特定農業用施設によるものですか。 該当する場合のみ右の「1」に○印 ① |
| (9) 経営継承した相手方(該当する番号に○印) | ① 後継者継承 2 第三者継承 3 後継者と第三者に継承 4 家族経営協定の破棄等 5 法人の常時従事者たる構成員でなくなった |
| (10) 旧制度の経営移譲年金の受給権者ですか。 | ① はい 2 いいえ |

上記チェックは農業委員会で確認後レ印を記入して下さい

| ※JA記入欄 | ★農業委員会記入・確認欄 | ×基金記入欄 |
|---|---|---|
| 農林漁業団体統一コード<br>種別 6 / 都道府県 9 9 / 団体統一コード 9 9 9 9 / 支所コード 9 9 9<br>TEL. 99 －9999 －9999 | 農業委員会の住所地符号<br>都道府県 9 9 / 市区町村コード 9 9 9<br>上記の記載内容は事実と相違ないことを確認しました。<br>令和 2 年 12 月 23 日<br>TEL. 99 －9999 －8888 | |
| ※受付印 | ★受付印 | ×受付印 |